

2 グループ支援型 未定

3 車両移送支援型 未定

4 甲が、規則に基づき決定した障害者等（以下「利用者」という。）に対して移動支援を行った場合に算定するものとし、現に移動支援に要した時間ではなく利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえ、具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「移動支援計画」という。）をあらかじめ作成し、その移動支援計画に基づいた標準的な時間で算定すること

5 次の各号に掲げる要件を満たす場合にあって、同時に2人の乙の従業者（以下「移動支援従事者」という。）が1人の利用者に対して移動支援を行ったときは、それぞれの移動支援従事者が行う移動支援につき所定単位を算定する。

(1) 利用者の身体的理由により1人の移動支援従事者による移動支援が困難と認められる場合

(2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

(3) その他利用者の状況等から判断して、第1号又は第2号に準ずると認められる場合

6 前項の規定による要件については、甲乙協議のうえ判断するものとする。

7 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に移動支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に移動支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を加算する。

8 利用者が障害者福祉サービスを受けている間又は児童福祉施設に通所している間は、所定単位数を算定しないものとする。

9 所定単価額は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第〇号）に定める単価の例による割合を所定単位数に乗じて得た額とする。

10 乙は、車両移送型についての所定単位数の算定については、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の法令等に抵触しないよう十分に留意すること。

（委託料の請求）

第5条 乙は、委託料を請求しようとするときは、介護給付費及び訓練等給付費

の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第〇号）の例により行うものとし、様式等の技術的読み替えは甲が別に定めるものとする。

2 甲は、乙の請求により委託料を支払うものとする。

（報告及び調査）

第6条 甲は、この契約により乙が行う委託事業に関し、その適正を期するため必要と認めるときは、乙に対し報告を求め、又は調査することができる。

2 甲が委託事業について改善をする必要を認め、その改善事項を乙に指示したときには乙はこれに従わなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約により生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し又は継承させてはならない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、受託した事業を第三者に再委託してはならない。

（委託の解除）

第9条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙は、前条の規定により甲が支払った委託料の全部又は一部を甲に返還しなければならない。

（1）乙がこの契約に違反したとき。

（2）乙の委託事業の実施につき甲が不相当と認めるとき。

（3）乙が正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（秘密の保持）

第10条 乙は、この契約の履行に当たり、知り得た利用者等の秘密を他人に漏らしてはならない。

（損害賠償）

第11条 乙は、事業の実施に関して、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（疑義等の解決）

第12条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成18年10月1日

甲 千葉県印西市大森2364番地2

印 西 市

印西市長 ○○ ○○

乙

地域活動支援センター事業委託契約書

地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下「要綱」という。)及び印西市地域生活支援事業実施規則(平成18年規則第〇号)に基づいて実施する地域活動支援センター事業(以下「事業」という。)について印西市(以下「甲」という。)と社会福祉法人〇〇〇(以下「乙」という。)との間に次の契約を締結する。

(委託)

第1条 甲は、要綱及び規則(以下「要綱等」という。)に基づく事業を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(実施)

第2条 乙は、要綱等に基づき事業を適正かつ誠実に遂行するものとする。

2 乙は、次の施設において事業を行う。

〇〇施設 〇〇〇

(委託期間)

第3条 委託期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、事業の実施にかかる費用を乙に支払うものとし、その費用は、年額〇〇〇〇円とする。ただし、実支出額を限度とする。

2 前項の規定に基づく委託料の支払い方法は、年2回とし、上半期分については前金払いとし、4月30日までに、下半期分については概算払いとし、9月30日までに、それぞれ支払うものとする。ただし、下半期分については甲乙協議のうえ、2回に分けて支払うことが出来るものとする。

(委託の請求)

第5条 乙は、委託料を請求しようとするときは、地域活動支援センター事業委託料請求書(別記様式1)を甲に提出するものとする。

(委託料の経理)

第6条 乙は、前条の規定により支払いを受けた委託料については、明確な経理

を行い、受託事業以外に委託料を支出してはならない。

(実績報告)

第7条 乙は、委託事業が完了したときは、その完了した日から20日以内に地域活動支援センター事業実績報告書(別記様式2)を甲に提出しなければならない。

(委託料の返還)

第8条 乙は、前条に規定する実績報告書により、委託事業にかかる支出額が確定し、当該確定した支出額が第4条第1項に規定する委託料に満たない場合は、その差額を平成20年4月30日までに甲に返還しなければならない。

(報告及び調査)

第9条 甲は、この契約により乙が行う委託事業に関し、その適正を期するため必要と認めたときは、乙に対し報告を求め、又は調査することができる。

2 甲が委託事業について改善をする必要を認め、その改善事項を乙に指示したときには乙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約により生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し又は継承させてはならない。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、受託した事業を第三者に再委託してはならない。

(委託の解除)

第12条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙は、前条の規定により甲が支払った委託料の全部又は一部を甲に返還しなければならない。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の委託事業の実施につき甲が不相当と認めたとき。

(3) 乙が正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、この契約の履行に当たり、知り得た利用者等の秘密を他人に漏

らしてはならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、事業の実施に関して、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(疑義等の解決)

第15条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成19年4月1日

甲 千葉県印西市大森2364番地2

印 西 市

印西市長 ○○ ○○

乙

地域活動支援センター事業変更委託契約書

1 委託内容 地域活動支援センター事業

2 委託場所 ○○施設 ○○○

3 変更事項

(1) 委託料

第4条第1項中「年額 円」を「年額 円」に改める。

原委託金	金	年額	円
変更委託金	金	年額	円
委託料増(減)額	金		円

(2) その他 原契約書契約条項のとおり

平成19年4月1日に締結した地域活動支援センター事業に関する委託契約は、上記のとおり変更する。

この変更契約の証として、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を原契約書とともに保有するものとする。

平成20年3月31日

甲 印西市大森2364番地2

印西市

印西市長 ○○ ○○

乙

印西市日中一時支援事業委託契約書

地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下「要綱」という。)及び印西市地域生活支援事業実施規則(平成18年規則第〇号)に基づいて実施する日中一時支援事業(以下「事業」という。)について印西市(以下「甲」という。)と社会福祉法人〇〇〇(以下「乙」という。)との間に次の契約を締結する。

(委託)

第1条 甲は、要綱及び規則(以下「要綱等」という。)に基づく事業を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(実施)

第2条 乙は、要綱等に基づき事業を適正かつ誠実に遂行するものとする。

2 乙は、次の施設において事業を行う。

〇〇施設 〇〇〇

(委託期間)

第3条 委託期間は平成18年10月1日から平成19年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、事業の実施にかかる費用を乙に支払うものとし、その費用は、次の所定単価額から規則に基づく費用負担額を控除した額とする。ただし、この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

- 1 所要時間4時間未満の場合 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省令告示第〇号。以下「算定基準」という。)に規定する短期入所の例による算定単位数の100分の25を乗じた単位数を所定単位数とする。
- 2 所要時間4時間以上8時間未満の場合 算定基準に規定する短期入所の例による算定単位数の100分の50を乗じた単位数を所定単位数とする。
- 3 所要時間8時間以上の場合 算定基準に規定する短期入所の例による算定単位数の100分の75を乗じた単位数を所定単位数とする。

- 4 甲が、規則に基づき決定された障害者等（以下「利用者」という。）に対して日中一時支援を行った場合に算定するものとし、現に日中一時支援に要した時間ではなく利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「日中一時支援計画」という。）をあらかじめ作成し、その日中一時支援計画に基づいた標準的な時間で算定すること
- 5 食事の提供を行った場合は、1日につき42単位を所定単位数に加算する。
- 6 送迎を行った場合は、片道つき〇〇単位を所定単位数に加算する。ただし所定単位数の算定に当たっては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の法令等に抵触しないよう十分に留意すること。
- 7 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく短期入所の支給決定を受けていない利用者の障害程度区分については、障害程度区分が一番軽度の区分を適用するものとする。
- 8 利用者が障害者福祉サービスを受けている間又は児童福祉施設に通所している間は、所定単位数を算定しないものとする。
- 9 所定単価額は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第〇号）に定める単価の例による割合を所定単位数に乗じて得た額とする。

（委託料の請求）

第5条 乙は、委託料を請求しようとするときは、介護給付費及び訓練等給付費の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第〇号）の例により行うものとし、様式等の技術的読み替えは甲が別に定めるものとする。

2 甲は、乙の請求により委託料を支払うものとする。

（利用定員及び職員の配置等）

第6条 乙は、利用定員及び職員等の配置について、障害者自立支援法に基づく指定障害者サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第〇号）に規定する短期入所の例により甲が適切と認める利用定員及び職員等の配置を行うものとする。

（報告及び調査）

第7条 甲は、この契約により乙が行う委託事業に関し、その適正を期すため必要と認めたときは、乙に対し報告を求め、又は調査することができる。

2 甲が委託事業について改善をする必要を認め、その改善事項を乙に指示したときには乙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約により生じた権利義務を第三者に譲渡し、担保に供し又は継承させてはならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、受託した事業を第三者に再委託してはならない。

(委託の解除)

第10条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙は、前条の規定により甲が支払った委託料の全部又は一部を甲に返還しなければならない。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の委託事業の実施につき甲が不相当と認めたとき。

(3) 乙が正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この契約の履行に当たり、知り得た利用者等の秘密を他人に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、事業の実施に関して、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(疑義等の解決)

第13条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成18年10月1日

甲 印西市大森2364番地2

印西市

印西市長 ○○ ○○

乙

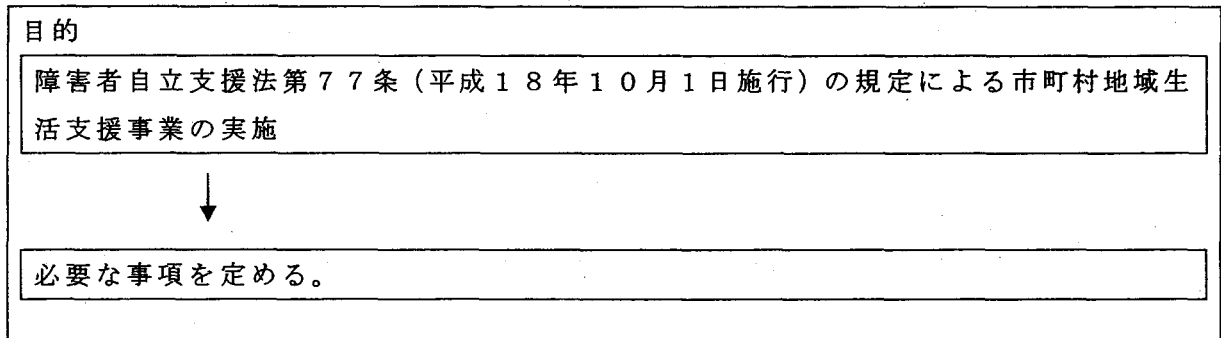
1 制定の要旨 ((制定の概要、背景、理由、目的、期待される効果等を記載します。))

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条の規定による市町村地域生活支援事業の施行に伴い当該規則を制定するものです。

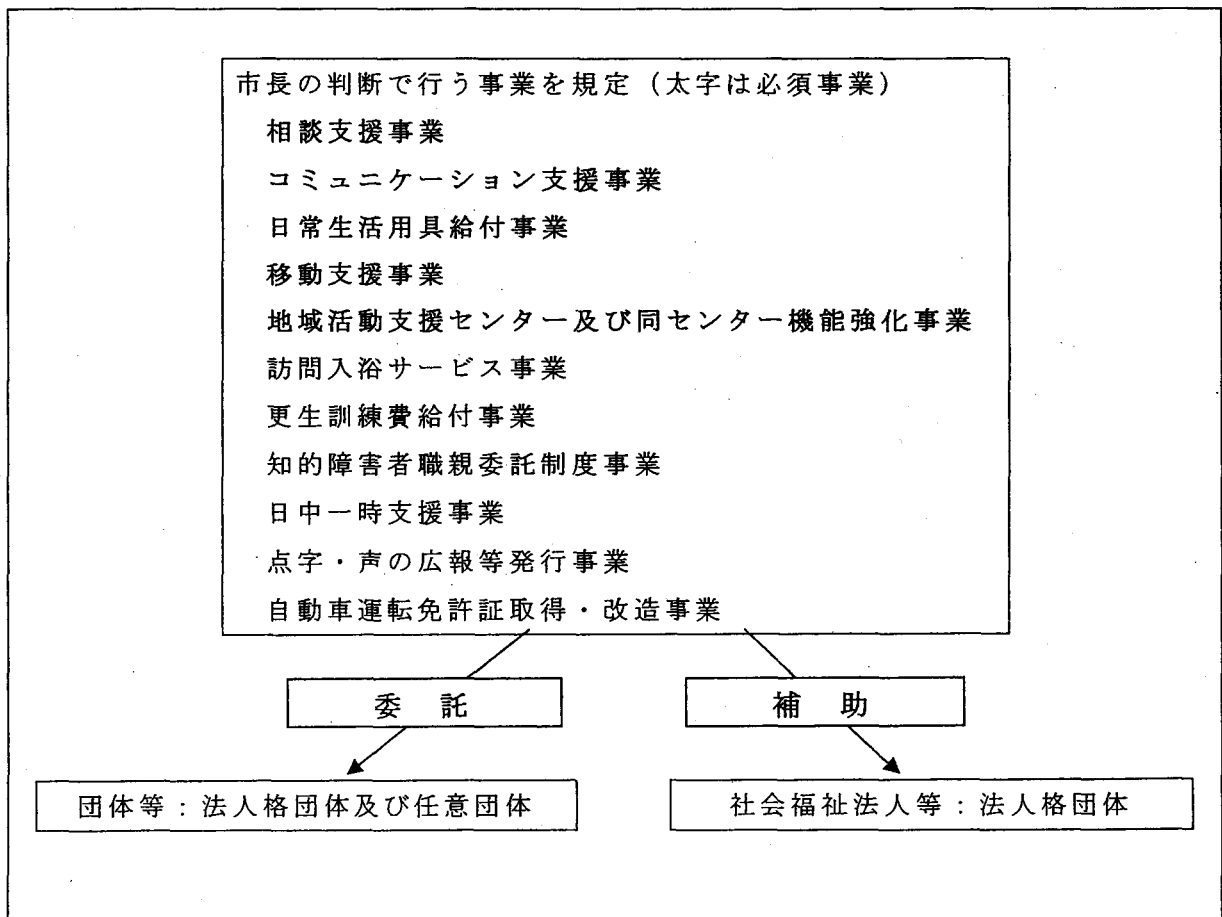
2 条文の内容

第1章 総則

(1) 目的 (第1条)

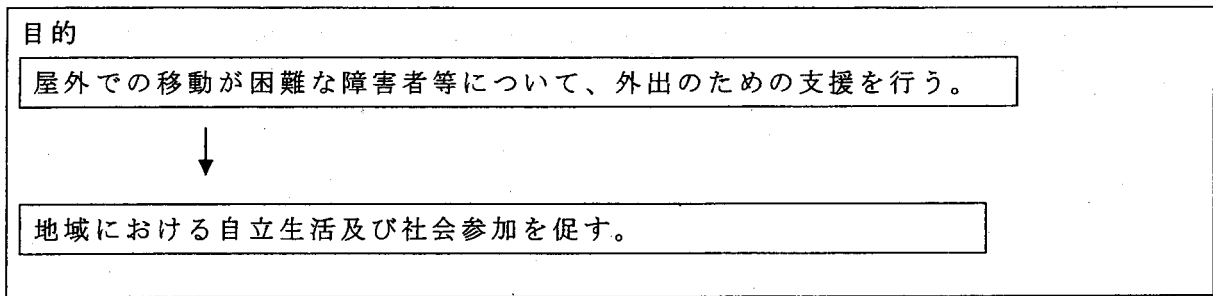


(2) 事業内容 (第2条)

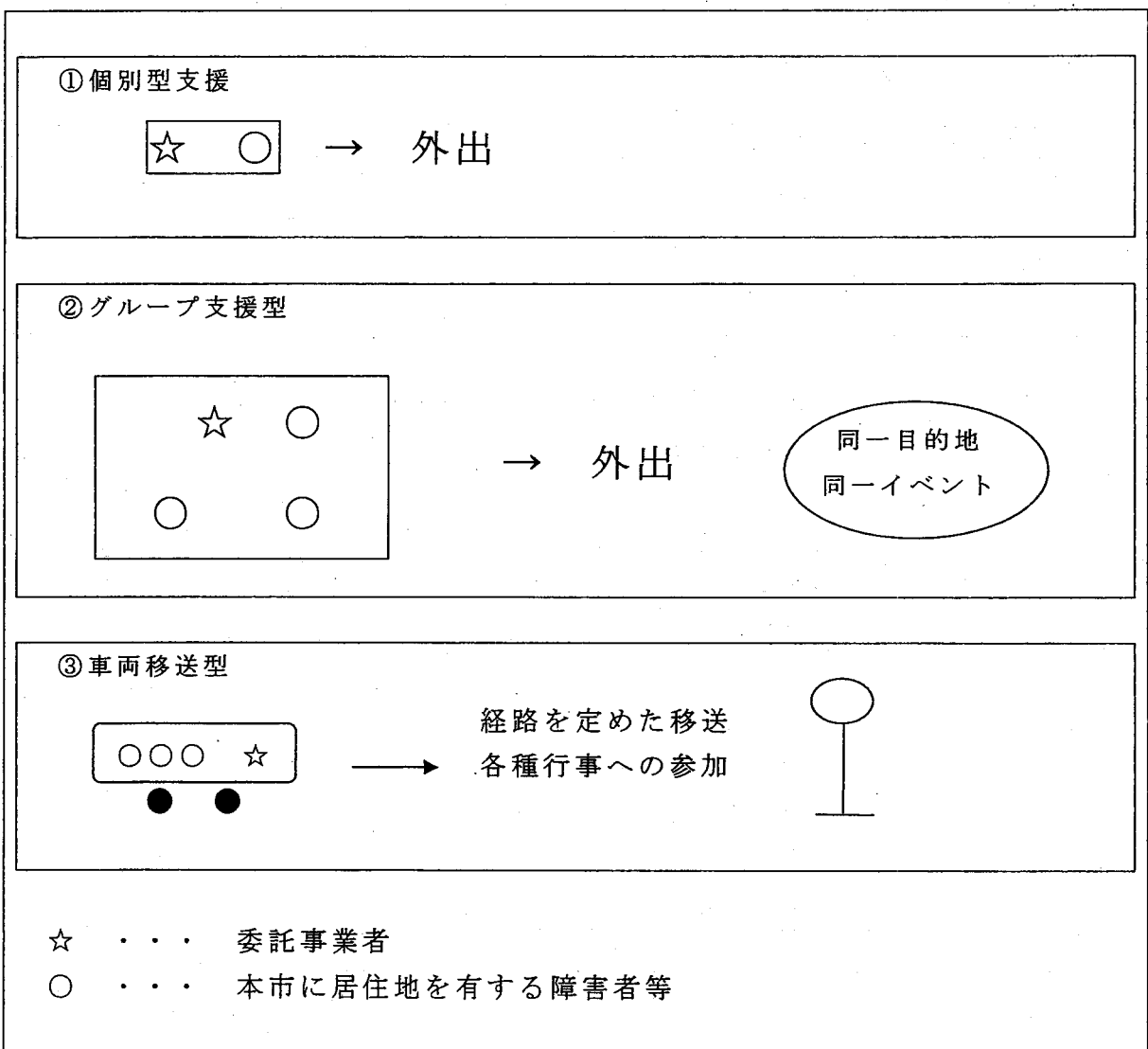


第2章 移動支援事業

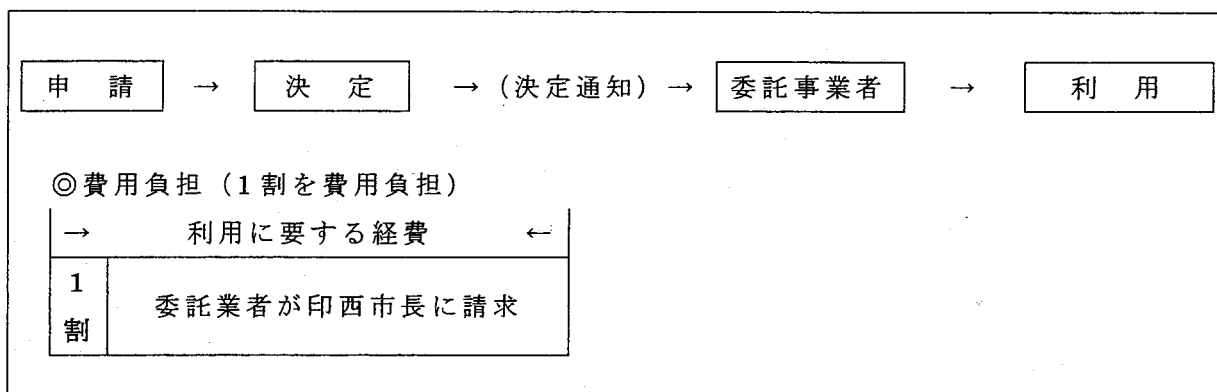
(2) 目的 (第3条)



(3) 実施方法及び対象者 (第4条—第5条)

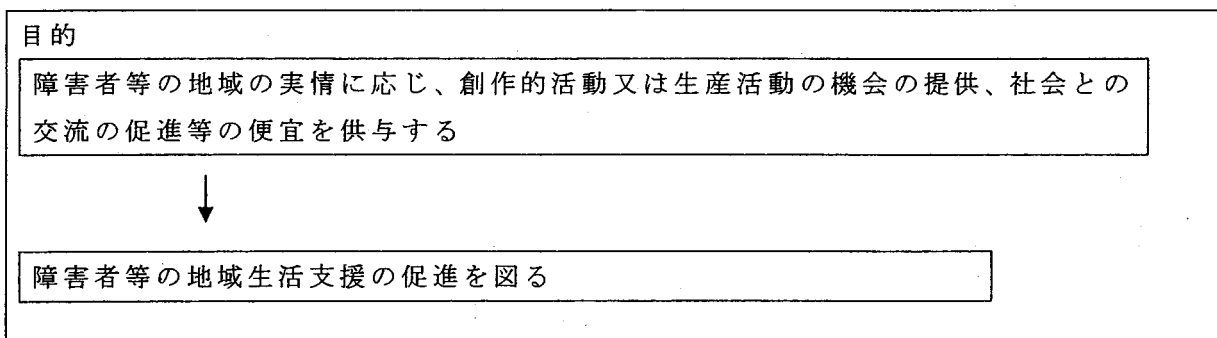


(4) 手続き (第6条—第8条)

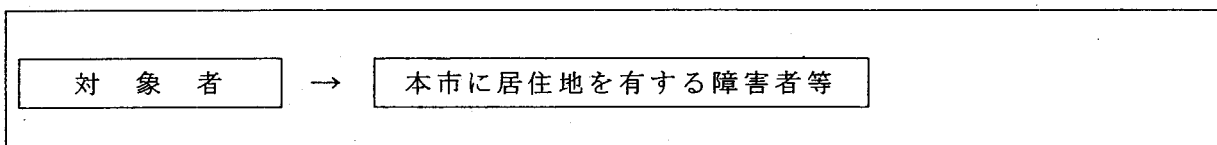


第3章 地域活動支援センター及び同センター機能強化事業

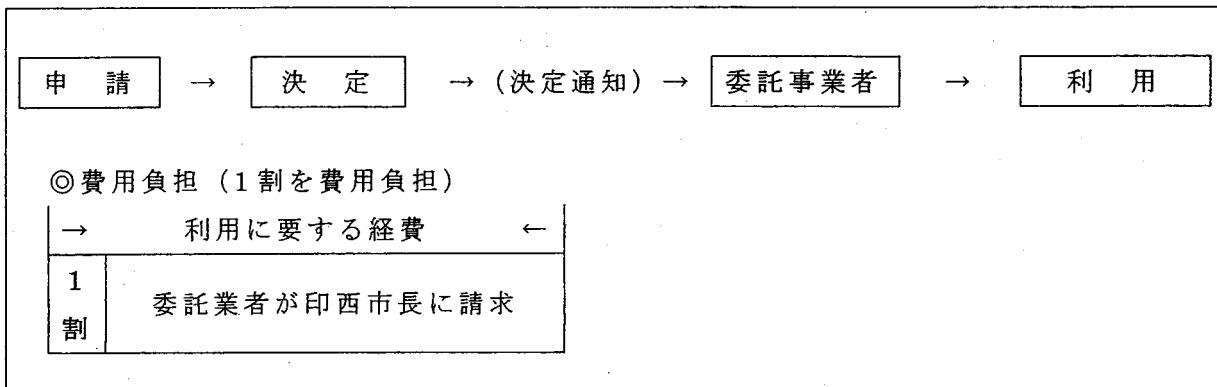
(4) 目的 (第9条)



(5) 対象者 (第10条)

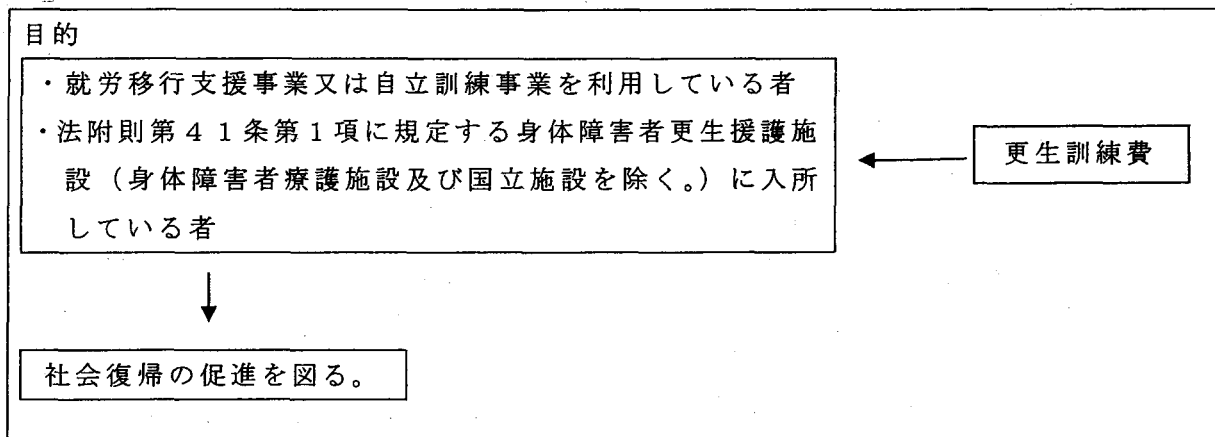


(6) 手続き (第11条—第13条)

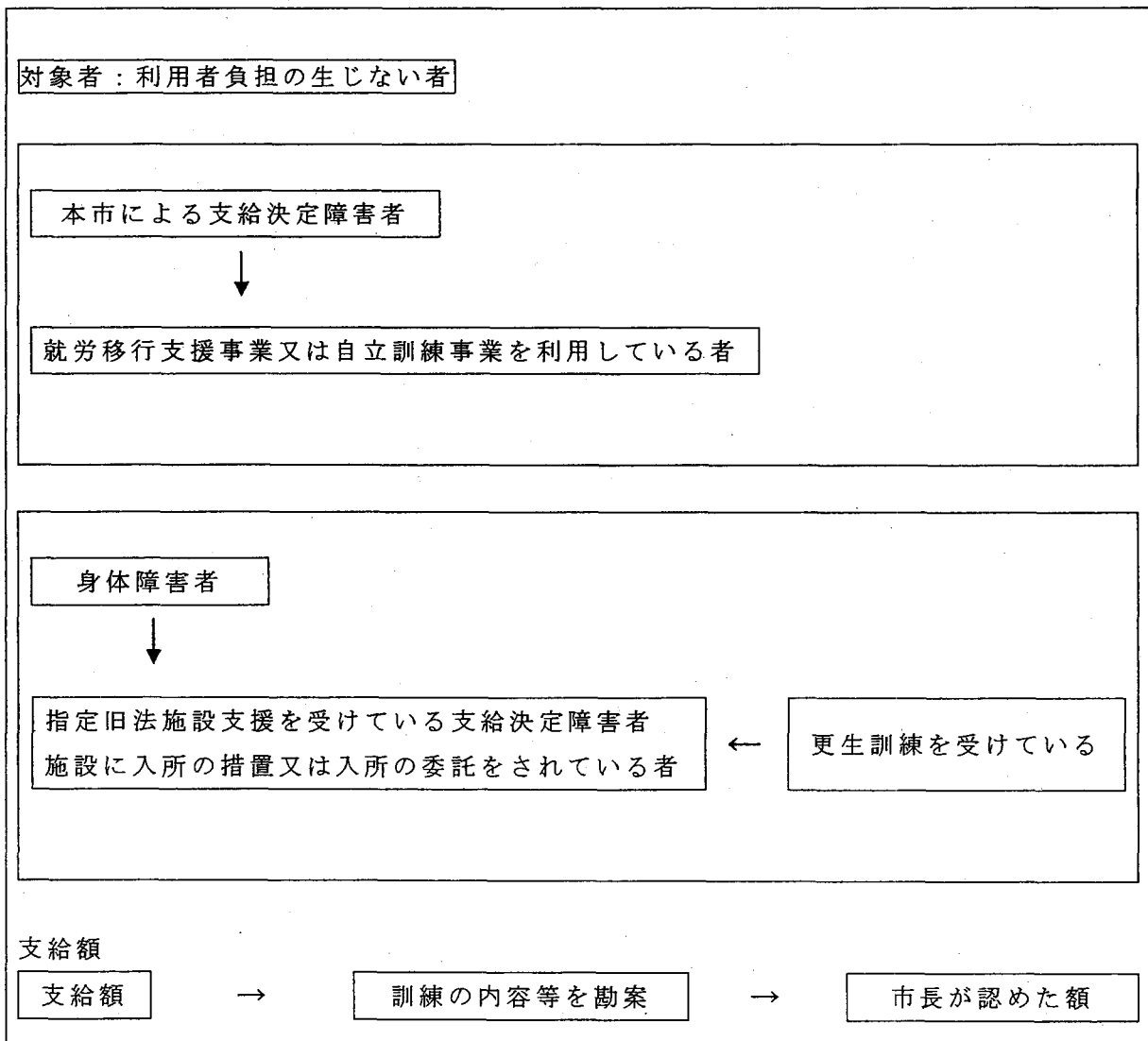


第4章 更生訓練費給付事業

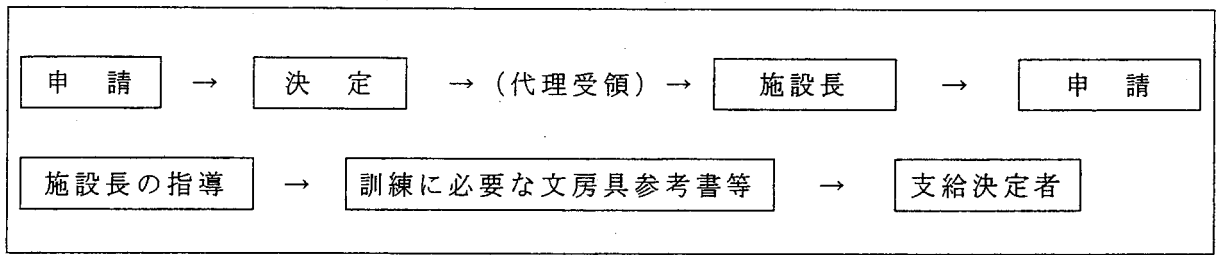
(7) 目的 (第14条)



(8) 対象者及び支給額 (第15条—第16条)

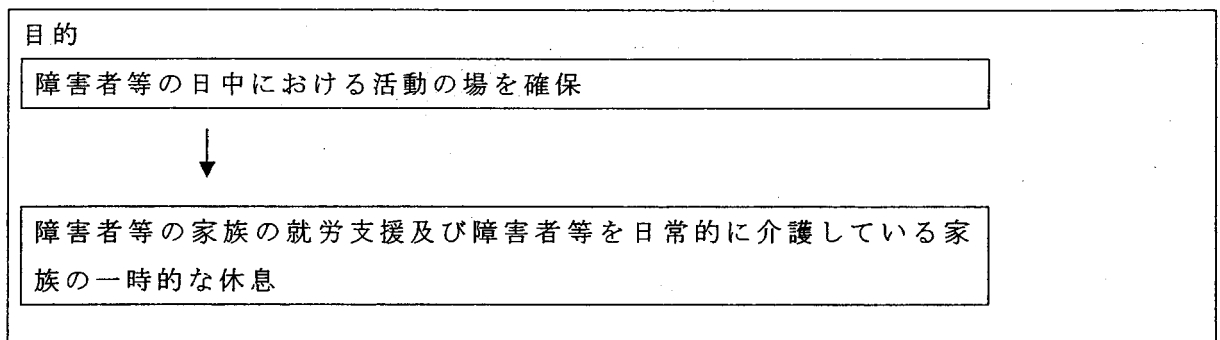


(9) 手続き (第17条—第19条)

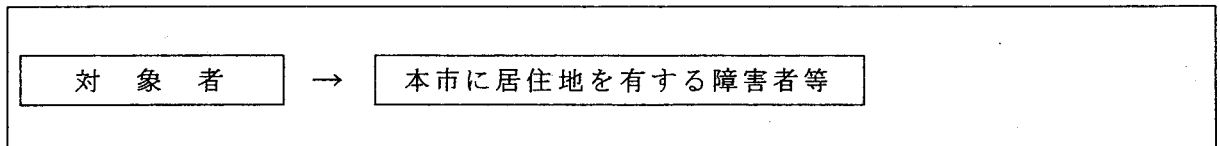


第5章 日中一時支援事業

(10) 目的 (第20条)



(11) 対象者 (第21条)



(12) 手続き (第22条—第24条)

